入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年3月25日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　高速横浜環状北線トンネル避難施設他工事
⑶　工事場所　神奈川県横浜市神奈川区子安台一丁目他
⑷　工事内容　下記の新設工事
①　避難扉　跳ね上げ式特殊扉、引き戸扉、地上出口扉一式
②　避難施設等　避難出口上屋、避難用すべり台、管理用階段、Uターン路シャッター、避難誘導サイン等一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年3月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「建築工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された2者の共同企業体であること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「建築工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された2者の共同企業体であること。
⑶　平成15年度以降に、以下に掲げる工事完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・公共工事において、特定防火設備を有する建築物の新築工事
⑷　現場代理人及び以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、三者を総称して「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。
①　主任技術者及び監理技術者は、次のいずれかに該当する者であること。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による技術検定のうち、一級建築施工管理に関する検定種目に合格した者
イ　建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の免許を受けた者
②　監理技術者は、建設業法26条第2項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること
③　主任技術者及び監理技術者は、平成15年度以降に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、次に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・公共工事において、特定防火設備を有する建築物の新築工事
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。
⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去2年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去1年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成23年度及び平成24年度の2年間連続して60点未満である者でないこと。
3　技術提案書に関する事項
⑴　技術提案書の作成　技術提案書の作成に当たっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書（3⑵の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。
⑵　最終技術提案書の提出及び技術提案書の評価　技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。
⑶　最終技術提案書の評価　最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。
①　施工に関する工夫
②　工程管理に関する工夫
③　品質・出来形管理に関する工夫
④　安全管理に関する工夫
4　落札方式に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　総合評価の方法　落札者の決定方式は、最終技術提案書の内容を3⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。
評価値＝技術評価点＋価格評価点
価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。
入札価格≧低入札調査基準価格：
$20+(10/(100-\beta))\times(100-\alpha)$
低入札調査基準価格＞入札価格≧特別重点調査基準価格：
$(30/(\beta-60))\times(\alpha-60)$
特別重点調査基準価格＞入札価格：0
ここで、α＝（入札価格／予定価格）×100　β＝（低入札調査基準価格／予定価格）×100
②　落札方式
ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から4⑴①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
イ　アにおいて、評価値が最高となる者が2者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。